

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

盛岡市

2 構造改革特別区域の名称

盛岡市eビジネス創造人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

盛岡市の全域

4 構造改革特別区域の特性

盛岡市は、城下もりおかのまちづくりから400年を越える歴史と伝統に生まれ、岩手山をはじめとする山並みを背に、街なかを流れる清流北上川、中津川、雫石川など、恵まれた自然の中で、県都として岩手県の発展の誘導的役割を担うとともに、東北新幹線や東北自動車道の高速交通及び国道46号や国道106号の横軸が結節する要衝として、北東北の交流拠点都市としての役割が一層期待されている。

1990年代後半から急速に進展したインターネットやIT（情報通信技術）は、市民や企業などが社会経済活動を営む上で、まさに有効なツールとして、私たちの生活を大きく変えつつある。

本市では、市民や企業のニーズを的確に捉え、市民満足度の向上や行政サービスの低コスト化等を図るためには、IT（情報通信技術）を活用したまちづくりが必要であり、さらには地域活性化にも不可欠であるとの認識から、平成14年度に市のIT戦略となる「盛岡市情報化基本計画」を策定した。この計画では、市民サービスの向上から発想する電子自治体の構築を前提とし、ITを活用した街づくりを実現することを目標として、市民・企業・行政が情報化の担い手として、施策の方向を示すアクションプランに沿って取り組んでいる。

その一つとして本市では、東北では最初に市のホームページをバリアフリータイプとしたほか、岩手県立大学、身障者団体、市福祉担当課との共同制作による「街のバリアフリーマップ」や岩手県立大学、市消費生活センター等との共同制作による「架空請求に負けない！」をはじめとした各種の生活関連情報を大学や関係団体と連携して積極的にホームページで提供するなど、ITを活用した情報提供に取り組んでいる。

産業面においては、本市のIT関連企業数は、東北地区において仙台市に次いで多く（企業数136社、全国で29位：国土交通省 ソフト系IT産業の実態調査、平成16年9月時点）、ここ2年間でコールセンター4社の企業を誘致するなど、若者を中心とした就労の場の確保に努めているところである。特に、地元中小企業においては情報発信による販路の拡大や受注業務の効率化をはじめ、様々な事業展開においてもIT技術を活用できる人材が求められている。

また、本市ではIT関連企業の誘致と伴に、地域経済の低迷を打破する方策のひとつとして、

新規創業者を支援し、地域産業へ新たな活力を注入することも重要と考え、平成14年度に盛岡市産業支援センターを中心市街地の一角に開設し、起業者支援を行っている。開設当初の入居者13室のうち半数以上の8室がIT関連業種又はIT関連技術を駆使する起業者で占め、さらに多くの起業者を輩出していくためには、情報処理技術を有する人材の育成を推進していくことが不可欠であると考えている。

さらに最近では、平成17年7月に各産業分野の第一線で活躍している方々をメンバーとする「産業振興懇話会」（懇話会委員21名及び専門部会委員29名）を設置し、今後10年間の視野にいた産業振興策とアクションプランについて検討協議をお願いし、平成17年12月に市長に対し提言書が提出された。この中で農林業、商業、工業、観光等の各分野の産業振興における共通課題として、地域産業の情報化や情報技術利活用によるネットワーク強化の必要性があげられるとともに、さらなる基礎的な情報通信技術を習得した人材の育成が求められると提言を受けている。

こうしたことから、地域産業を活性化させ、新たな産業を創り出し、雇用の確保と拡大を実現させるためには、より一層産学官の連携を密にして、地域の商工団体、大学、公的試験研究機関、盛岡情報ビジネス専門学校といった専門学校など、情報通信技術に関する地域の資源を十分に活用しながら、地域の産業を支えるITに精通した人材の育成と輩出への取組みが、これまで以上に強く求められている状況にある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、「初級システムアドミニストレータ及び基本情報技術」の午前試験を免除する特例措置を適用し、地域の各産業分野で情報通信技術を有する人材の育成と輩出等を推進しながら、地域の企業再生や活性化に結びつけていきたいと考えるものである。

講座の開設にあたっては、地域の高等教育機関や盛岡情報ビジネス専門学校といった専門学校の学生をはじめ、商工会議所や中小企業団体中央会などの商工団体と連携した、社会人を対象とした受講形態についても検討を加え、総合的に地域の情報処理教育を促進しながら、雇用拡大にも確実につなげたい。

情報通信技術を有する人材の育成により、IT関連分野での就職率を上げると共に、地域内での人材基盤を確実なものとし、逆にIT企業側からも進出しやすい企業立地地域となることにより、地域雇用の拡大を図り産業の活性化につなげていくことが、今回の構造改革特別区域計画の意義である。

6 構造改革特別区域計画の目標

東北地区では仙台市について多いIT企業が集積する本市の特性を生かしながら、地場企業の技術革新、新商品の開発及び新規創業を行う地域経済の担い手となる人材の育成を図り、盛岡地域の産業活動の振興を推進することを目指している。

そのため、実践的な地域IT人材の育成の基礎となる情報処理能力の向上への取り組みのひとつとして、「初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験」の合格率の向上を掲げ、具体化することにより実践していこうとするものである。今回申請の

「盛岡市 e ビジネス創造人材育成特区」は、本特例措置を活用し合格者の増加に努めること、ITの先端技術等を習得した人材育成を推進することにより、ITの積極的な活用によるビジネスチャンスや雇用の拡大を図り、地域産業の活性化を目標とする。

(1) 合格率の向上及び合格者の拡大による地域人材の確保

今回の特例措置となる午前試験の免除により、午後の実務的試験分野に集中できるなど、受験者の負担が大きく軽減することから、「初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験」において合格率の向上が見込まれる。これに伴い、IT系の専門知識・能力の取得を志望する地域内の学生だけでなく、県内からより多くの学生が増加することや地域において全国水準の国家資格取得者の向上が見込まれ、より優秀な人材の確保が期待できる。これを実践するにあたっては、全国平均合格率の1.5倍～2.0倍を目標数値として推進していく。

(2) 地域産業の活性化

合格率の向上等により、ITの専門知識や技術能力を有する人材をより多く輩出することで、本市の情報関連産業や既存産業のIT需要に応じた人材の確保や若年者の就業支援と雇用のミスマッチ解消に貢献することはもちろんのこと、IT関連企業の誘致、集積の促進には、数多くの優秀な人材が確保できる人的条件なども重要視されることから密接にかかわり、企業誘致活動にとっても効果が期待される。

また、地域企業の競争力の強化や新たな起業家の輩出などにも好影響が生まれ、地域産業の活性化につながるものと期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特区申請によって、次のような経済的社会的効果が期待できる。

(1) 人材育成地域内有資格者の増加による新規雇用の創出

各産業分野において、情報技術の活用は不可欠であり、ネット販売などこれまでなかった販売方法等も急速に普及している。今後はますます各企業の各職場からの情報通信技術関連資格を有する人材が求められ、在学中の資格取得支援は資質の向上はもちろんのこと、就職率の向上にもつながっていくものと考えられる。

このことから、特区申請区域内での試験の一部免除により資格取得希望者の増加を促し、併せて、地域内での情報技術有資格者数の増加に努め、より高度な技術を習得する育成基盤をつくとともに、次世代の人材育成を推進し、雇用拡大へと繋がるIT人材を供給するという効果が期待できる。

(2) 新産業創出と地域内への企業立地推進

今回の構造改革特別区域計画の実施により、情報技術有資格者の増加によるIT技術地域基盤の確立に努め、特例措置による資格取得者の中から、経営戦略と情報関連技術を駆

使した起業精神を持つ人材も増加し、本市の産業支援センターや本市が平成18年度に岩手大学構内に建設予定の「(仮称) 盛岡市産学官連携研究センター」において、新たな産業の創出にかかわるなど多様な形態が考えられるほか、これまでの企業誘致活動を通じ、進出する企業から求められる若者を中心としたIT人材の需要に対応するという効果が期待できる。

(3) 地域企業のIT技術力の向上による既存企業の活性化

有資格者増加に伴う区域内での情報処理技術者の「知識・技能」水準の確保と向上は、産学官連携をはじめとして、大学や企業の技術研究レベルの向上につながるほか、中小企業をはじめとした既存企業の経営改善や新規事業への展開などに好影響を与え、競争力の向上も期待できる。

8 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市においては、特定事業に関連する事業として、次のような創業者支援や産学官連携促進に係る取組みを実施しながら、新産業の創出を促進している。

【産学官の連携による新規産業の育成や企業誘致】

盛岡都市圏には、岩手大学、岩手医科大学、岩手県立大学等の高等教育機関や、岩手県工業技術センター等の資験研究機関等が多数立地しており、学術研究開発等を進められている。こうした中で、本市では各大学や関係機関と協議を重ね、平成18年度に本市が岩手大学構内に「(仮称) 盛岡市産学官連携研究センター」(建設費6億円、オフィス18、実験室16)を建設し、新規産業の創出や起業家支援に本格的に取り組むこととなった。

地域の企業はもちろんのこと、東京などの大都市圏の中小企業へも呼びかけ、学術研究成果(シーズ)と民間企業(ニーズ)とのマッチングを推進し、共同研究開発や実証実験の推進、企業の試作開発等に対する支援など、地元大学等高等教育機関を含めた産学官の連携体制を強化しながら新産業の創出や誘致企業に対するバックアップ体制の構築に取り組んでおり、IT人材の活躍の場が広がっている。

また、別途に当市の産業用地に「(仮称) 盛岡市ものづくり支援センター」(貸工場)の建設を平成20年に予定しており、研究開発から試作、そして企業の誘致や立ち上げま

での産業支援のための環境づくりに取り組んでいる。

【盛岡市産業支援センターによる起業家支援】

平成14年11月に、本市の中心市街地内のビルに盛岡市産業支援センターを設置し、創業支援室13室と専任のインキュベーターマネージャーを配置して起業家支援に努めている。現在の卒業生はIT関連技術業種11名を含め18名となっており、いずれも本市にオフィスをかまえ、事業を展開している。

また当センターにおいて、創業塾をシリーズで定期的を開催するなど、地域周辺からの利用者も受け入れている。

別 紙 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

盛岡情報ビジネス専門学校

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

盛岡情報ビジネス専門学校

初級システムアドミニストレータ試験対策講座 履修計画参照

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率(各カリキュラムの80%以上の出席)をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格水準に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ・修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。
- ・修了認定に係る試験会場は特例措置の認定の適用を受けようとする講座開設者の施設とする。
- ・試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- ・修了認定に係る試験の採点事務は、特例措置の認定の適用を受けようとする講座開設者が行なうものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

別 紙 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

盛岡情報ビジネス専門学校

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

盛岡情報ビジネス専門学校

基本情報技術者試験対策講座 履修計画参照

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率(各カリキュラムの80%以上の出席)をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格水準に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ・ 修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。
- ・ 修了認定に係る試験会場は特例措置の認定の適用を受けようとする講座開設者の施設とする。
- ・ 試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該認定講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- ・ 修了認定に係る試験の採点事務は、特例措置の認定の適用を受けようとする講座開設者が行なうものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。